

第2章 標準処理期間

標準処理期間は、次のとおりとする。

条 文	処 分 内 容	標準処理期間
法第3条第1項	農地等の権利移動の許可	4週間
法第4条第1項	農地転用の許可 (農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第43条に規定する都道府県農業委員会ネットワーク機構(以下「県機構」という。)の意見を聴かない事案)	4週間
	農地転用の許可 (県機構の意見を聴く事案)	6週間
	農地転用の許可 (法附則第2項の規定により農林水産大臣に協議する事案)	8週間
法第5条第1項	農地等の転用のための権利移動の許可 (県機構の意見を聴かない事案)	4週間
	農地等の転用のための権利移動の許可 (県機構の意見を聴く事案)	6週間
	農地等の転用のための権利移動の許可 (法附則第2項の規定により農林水産大臣に協議する事案)	8週間
法第18条第1項	農地等の賃貸借の解除等の許可	230日

※農林水産大臣への協議は、法第4条第1項の指定市町村の農業委員会のみ。